

入札説明書

平成30年8月29日付けで公告した制限付き一般競争入札（物品交換契約）に参加しようとする者は、別に定めるもののほか次の事項を熟知し、かつ、遵守しなければならない。

1 発注者

青森県知事

2 入札に付する事項

次の(1)と(2)に掲げる物品の交換

(1) 青森県が交換に供する物品（以下「下取物品」という。）

ア 名称及び数量 小形除雪機（1.1m級） 7台

イ 規格等 別紙仕様書のとおり

(2) 青森県が交換により取得する物品（以下「取得物品」という。）

ア 名称及び数量 小形除雪機（0.8m級） 7台

イ 規格等 別紙仕様書のとおり

(3) 納入期限 平成31年3月15日（金）

(4) 納入場所 中南地域県民局地域整備部 2台

西北地域県民局地域整備部 1台

西北地域県民局地域整備部 鱒ヶ沢道路河川事業所 2台

下北地域県民局地域整備部 2台

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成11年6月30日施行）第5で規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録され、かつ、A等級に格付されている者であること。

エ 県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

オ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

カ 競争入札参加資格者名簿に登載された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

キ 営業品目（〇〇 1 土木建設機械又は〇 9 9 除雪機）が競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は 2（2）に掲げる物品と同一の種類の商品について、過去 5 年の間に納入実績があることを証明した者であること。

ク 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

（2）入札に参加する者に必要な資格の確認

制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（第 3-1 号及び第 3-2 号様式。以下「申請書」という。）を原則として持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。資格の確認結果については、制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書（第 5 号様式）により通知する。

ア 提出期限 平成 3 0 年 9 月 5 日（水） 1 7 時 0 0 分

イ 提出場所 青森県青森市長島一丁目 1 番 1 号
青森県出納局会計管理課物品調達グループ

ウ 提出部数 1 部

4 契約条項等を示す場所等

（1）契約条項等を示す場所 3 の（2）のイに定める場所に同じ。

（2）契約条項等を示す期間 平成 3 0 年 8 月 2 9 日（水）から同年 9 月 1 8 日（火）まで

5 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第 1 号様式）を原則として持参により提出すること。

なお、入札説明書等に関する質問書に対する回答は、青森県出納局会計管理課ホームページへの掲載及び会計管理課物品調達グループにある業者用掲示板への掲示による方法で行う。

（1）提出期限 平成 3 0 年 9 月 4 日（火） 1 7 時 0 0 分

（2）提出場所 3 の（2）のイに定める場所に同じ。

6 制限付き一般競争入札に参加しようとする者に要求される事項

（1）制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。

（2）制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、入札日の前日までの間において、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札及び開札に関する事項

（1）日時 平成 3 0 年 9 月 1 9 日（水） 1 4 時 3 0 分

（2）場所 青森県青森市長島一丁目 1 番 1 号
青森県庁舎南棟 1 階 会計管理課入札室

（3）入札保証金 免除する。

（4）入札に関する注意事項

ア 入札に参加する場合には、下記の書類を持参すること。

（ア）制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

(イ) 委任代理人が入札するときは、委任状（参考様式1参照。既に有効な期間委任状を提出している場合は、持参不要である。）。

イ 入札に当たっては、財務規則に定める入札者心得書（第6条（B）を除く。）を遵守するものとする。

入札者心得書は、インターネットにより、次のURL（アドレス）から入手できる。

<http://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/yosan/buppin-bunsyo.html>

ウ 入札書には、別紙参考書式を参考に、次の事項を記載すること。

(ア) 入札年月日

(イ) あて名は、「青森県知事」とする。

(ウ) 入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び印（個人の場合は、住所、氏名及び印）

(エ) 入札金額

(オ) 品名

(カ) 数量等

エ 入札金額の記載方法

(ア) 入札書に記載する金額は、取得物品と下取物品との交換差金とし、内訳として取得物品及び下取物品の金額も記載することとする。

(イ) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

オ 郵便により入札書を提出することは認めない。

カ 入札執行回数は、原則として、3回を限度とし、不調の場合は最低の価格をもって入札をした者との随意契約によるものとする。

キ 2回目の入札において、落札者がなく、かつ、1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以後の再度入札は行わず、その1者との随意契約によるものとする。

ク 1回目又は2回目の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札をした者は以後の再度入札には参加できないものとする。

ケ 再度入札に移行した場合において、直前の回の最低入札額と同額又はこれを上回る額の入札をした者の入札は無効とするものとする。

コ 入札が開始されてから入札を辞退するときは、入札執行者に入札辞退届を提出する、又は入札書に「辞退」と記入して入札箱に投函するものとする。

サ 委任代理人が入札を行おうとするときは、入札書に委任代理人の氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を記名押印しなければならないものとする。

(5) 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で、取得物品と下取物品の交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。こ

の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8 契約に関する事項

(1) 契約書（案）

別紙のとおり

(2) 契約保証金

契約者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から7日以内に契約を締結する。

(4) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が3の(1)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しない。

9 問合せ先

青森県青森市長島一丁目1番1号 青森県庁舎南棟1階

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

担当 主事 相馬 瞳

電話 017-734-9104

仕 様 書

1 下取物品の名称、規格等

車 種	小形除雪機 (ハンドガイド式)
車 名	コマツ
登 録 番 号 (管理番号)	— (県 11-501)
型 式 ・ 年 式	KSS-22SDD-3・平成 11 年式
車 体 番 号	KSS-22SDD-3-100048
定 格 出 力	20PS
乗 車 定 員	—
取 得 年 月 日	平成 11 年 11 月 22 日
車 検 有 効 期 限	—
稼 働 時 間	360 時間 (平成 30 年 4 月 1 日現在)
車 両 の 所 属	中南地域県民局地域整備部

2 取得物品の名称、規格等

別紙「小形除雪機 (0. 8m級) 仕様書」のとおり

仕 様 書

1 下取物品の名称、規格等

車 種	小形除雪機 (ハンドガイド式)
車 名	コマツ
登 録 番 号 (管理番号)	— (県 11-509)
型 式 ・ 年 式	KSS-22SDD-3・平成 11 年式
車 体 番 号	KSS-22SDD-3-100062
定 格 出 力	20PS
乗 車 定 員	—
取 得 年 月 日	平成 11 年 11 月 22 日
車 検 有 効 期 限	—
稼 働 時 間	460 時間 (平成 30 年 4 月 1 日現在)
車 両 の 所 属	中南地域県民局地域整備部

2 取得物品の名称、規格等

別紙「小形除雪機 (0.8m級) 仕様書」のとおり

仕 様 書

1 下取物品の名称、規格等

車 種	小形除雪機 (ハンドガイド式)
車 名	コマツ
登 録 番 号 (管理番号)	— (県 11-504)
型 式 ・ 年 式	KSS-22SDD-3・平成 11 年式
車 体 番 号	KSS-22SDD-3-100051
定 格 出 力	20PS
乗 車 定 員	—
取 得 年 月 日	平成 11 年 11 月 22 日
車 検 有 効 期 限	—
稼 働 時 間	638 時間 (平成 30 年 4 月 1 日現在)
車 両 の 所 属	西北地域県民局地域整備部

2 取得物品の名称、規格等

別紙「小形除雪機 (0.8m級) 仕様書」のとおり

仕 様 書

1 下取物品の名称、規格等

車 種	小形除雪機 (ハンドガイド式)
車 名	コマツ
登 録 番 号 (管理番号)	— (県 12-510)
型 式 ・ 年 式	KSS-22SDD-3・平成 12 年式
車 体 番 号	KSS-22SDD-3-100077
定 格 出 力	20PS
乗 車 定 員	—
取 得 年 月 日	平成 12 年 11 月 17 日
車 検 有 効 期 限	—
稼 働 時 間	530 時間 (平成 30 年 4 月 1 日現在)
車 両 の 所 属	西北地域県民局地域整備部 鱒ヶ沢道路河川事業所

2 取得物品の名称、規格等

別紙「小形除雪機 (0.8m級) 仕様書」のとおり

仕 様 書

1 下取物品の名称、規格等

車 種	小形除雪機 (ハンドガイド式)
車 名	コマツ
登 録 番 号 (管理番号)	— (県 15-509)
型 式 ・ 年 式	KSS-22SDA-6・平成 15 年式
車 体 番 号	KSS-22SDA-6-120034
定 格 出 力	20PS
乗 車 定 員	—
取 得 年 月 日	平成 15 年 11 月 4 日
車 検 有 効 期 限	—
稼 働 時 間	372 時間 (平成 30 年 4 月 1 日現在)
車 両 の 所 属	西北地域県民局地域整備部 鱒ヶ沢道路河川事業所

2 取得物品の名称、規格等

別紙「小形除雪機 (0.8m級) 仕様書」のとおり

仕 様 書

1 下取物品の名称、規格等

車 種	小形除雪機 (ハンドガイド式)
車 名	コマツ
登 録 番 号 (管理番号)	— (県 14-507)
型 式 ・ 年 式	KSS-22SDA-5・平成 12 年式
車 体 番 号	KSS-22SDA-5-110065
定 格 出 力	20PS
乗 車 定 員	—
取 得 年 月 日	平成 14 年 11 月 14 日
車 検 有 効 期 限	—
稼 働 時 間	422 時間 (平成 30 年 4 月 1 日現在)
車 両 の 所 属	下北地域県民局地域整備部

2 取得物品の名称、規格等

別紙「小形除雪機 (0.8m級) 仕様書」のとおり

仕 様 書

1 下取物品の名称、規格等

車 種	小形除雪機 (ハンドガイド式)
車 名	コマツ
登 録 番 号 (管理番号)	— (県 14-508)
型 式 ・ 年 式	KSS-22SDA-5・平成 14 年式
車 体 番 号	KSS-22SDA-5-110066
定 格 出 力	20PS
乗 車 定 員	—
取 得 年 月 日	平成 14 年 11 月 14 日
車 検 有 効 期 限	—
稼 働 時 間	546 時間 (平成 30 年 4 月 1 日現在)
車 両 の 所 属	下北地域県民局地域整備部

2 取得物品の名称、規格等

別紙「小形除雪機 (0.8m級) 仕様書」のとおり

小形除雪機（0.8m級）仕様書



小形除雪機（0.8m級）仕様書
本仕様書は、小形除雪機（0.8m級）の仕様を定めるためのものであり、
本仕様書に記載の仕様は、本仕様書に記載の仕様と一致するものと
見做すこととする。本仕様書に記載の仕様と一致しない仕様は、
本仕様書に記載の仕様と異なるものと見做すこととする。

小形除雪機（0.8m級）仕様書

全長	約 1.8m	全幅	約 0.8m
全高	約 1.0m	重量	約 15kg
全重	約 15kg	全幅	約 0.8m
全高	約 1.0m	全長	約 1.8m

全長	約 1.8m	全幅	約 0.8m
全高	約 1.0m	重量	約 15kg
全重	約 15kg	全幅	約 0.8m
全高	約 1.0m	全長	約 1.8m

青森県
青森県庁

平成30年度

青森県庁
建設部
建設課
建設課長

青森県庁
建設部
建設課

青森県庁
建設部
建設課

小形除雪機（0.8m級ハンドガイド式安全対策型）仕様書

概 要

この仕様書は、小形除雪機（0.8m級）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は昭和63年10月に建設省で定めた「歩道除雪機安全対策指針（案）」に適合するものでなければならない。

ここに明記されていない箇所については青森県（以下「発注者」という）と物品供給人（以下「受注者」という）が協議のうえ決定するものとする。

1. 性 能

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 最大除雪量 | 100 t/h 以上 |
| (2) 投雪距離 | 0~20 m 以上 |
| (3) 最大除雪幅 | 0.8 m 以上 |
| (4) 最大除雪高 | 0.7 m 以上 |

2. 主要諸元

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 全 長 | 2,700 mm 以下 |
| (2) 全 幅（除雪装置含む） | 1,000 mm 以下 |
| (3) 全 高 | 2,500 mm 以下 |
| (4) 本体総質量 | 800 kg 以下 |

なお、「8. 付属装置及び付属品」は、本体総質量に含まないものとする。

3. 本 体

- | | |
|----------|--------------|
| (1) 本体形式 | ハンドガイド式 |
| (2) 機 関 | 最大出力20PS以上 |
| (3) 走行装置 | |
| 走行方式 | ゴム履带式 |
| 駆動方式 | 油圧無段変速式（HST） |

4. 除雪装置

- | | |
|----------|----------------------|
| (1) 形 式 | ツーステージ、オーガ・ブロワー一体駆動型 |
| (2) 昇降装置 | 昇降量 110 mm~280mm 以上 |

5. 安全装置

歩道除雪機安全対策指針(案)(昭和63年10月)第2編 第2章 安全機構に基づく次の安全機構を備えること。

- | | |
|---|----|
| (1) 運転者離脱時安全装置の機能を有するもの(デッドマンクラッチ等) | 1式 |
| (2) シュート安全機構、または同等の機能を有するもの(デッドマンクラッチ等) | 1式 |
| (3) 後進時緊急停止機構、または同等の機能を有するもの(デッドマンクラッチ等) | 1式 |
| (4) 緊急停止装置、または同等の機能を有するもの(デッドマンクラッチ等) | 1式 |
| (5) セーフティスタート機構 | 1式 |
| (6) オーガサイドカバー | 1式 |
| (7) 除雪装置に過大な負荷や衝撃が生じた場合、除雪装置の破損を防止するもの(シャープピン等) | 1式 |

6. 計器類

- | | |
|------------|----|
| (1) 燃料計 | 1式 |
| (2) アワーメータ | 1式 |
| (3) 警告灯 | 1式 |

7. 照明装置類

- | | |
|-------------|----|
| (1) 前方照灯 | 1灯 |
| (2) シュート作業灯 | 1灯 |

8. 付属装置及び付属品(本体総質量に含まない)

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) シュート雪詰まり除去具 | 1式 |
| (2) 予備シャープピン(全種類各10本) | 1式 |
| (3) 吊り金具 | 1式 |
| (4) 標準付属工具 | 1式 |
| (5) 警告銘板類 | 1式 |
| (6) 取扱説明書 | 1部 |
| (7) 部品表 | 1部 |
| (8) 履歴簿 | 1部 |

9. 納入場所

- | | |
|---|----|
| 中南地域県民局地域整備部(弘前市大字蔵主町4) | 2台 |
| 西北地域県民局地域整備部(五所川原市字栄町10) | 1台 |
| 西北地域県民局地域整備部 鱈ヶ沢道路河川事業所
(西津軽郡鱈ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸384-37) | 2台 |
| 下北地域県民局地域整備部(むつ市中央一丁目1番8号) | 2台 |

10. 納入期限

平成 31 年 3 月 15 日

11. 塗 装

国土交通省建設機械塗装基準による。

12. 検 査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに本体や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、本体総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

13. 保 証

納入後 1 箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が 1 箇年以上にわたる場合には、それを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無償修理を行わせることがある。

14. その他の事項

14-1 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

14-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火は、本体に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

14-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

物 品 交 換 契 約 書

青森市長島一丁目1番1号

発注者 青 森 県

受注者

上記当事者間において、物品の交換のため、次のとおり（ただし、
除く。）契約を締結した。 を

（交換する物品の内容）

第1条 発注者と受注者は、それぞれの所有する次に掲げる物品を交換することを約した。

（1）発注者が交換に供する物品（以下「下取物品」という。）の名称、型式、規格、数量、金額等は、次のとおりとする。

ア 名 称 小形除雪機（1.1m級）
イ 型 式 別紙仕様書のとおり
ウ 規 格 別紙仕様書のとおり
エ 数 量 7台
オ 金 額 ￥.

（うち消費税及び地方消費税の額 ￥. ）

（2）受注者が交換に供する物品（以下「取得物品」という。）の名称、型式、規格、数量、金額、付属品等は、次のとおりとする。

ア 名 称 小形除雪機（0.8m級）
イ 型 式
ウ 規 格 別紙仕様書のとおり
エ 数 量 7台
オ 金 額 ￥.

（うち消費税及び地方消費税の額 ￥. ）

カ 付属品等 別紙仕様書のとおり

2 発注者は、交換差金として、金 円を受注者に支払うものとする。
（契約保証金）

第2条(A) 契約保証金は、金 円とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。

第2条(B) 契約保証金は、免除する。

(取得物品の納入期限等)

第3条 取得物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

- (1) 納入期限 平成31年3月15日
- (2) 納入場所 中南地域県民局地域整備部 2台
西北地域県民局地域整備部 1台
西北地域県民局地域整備部 鱒ヶ沢道路河川事業所 2台
下北地域県民局地域整備部 2台

2 受注者は、取得物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。

3 受注者は、第1項の納入期限までに取得物品を納入できないときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

(取得物品の検査等)

第4条 発注者は、取得物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに取得物品の引渡しを受けるものとする。

2 前項の検査に要する費用及び検査のために取得物品が変質又は消耗き損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。

3 受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

4 第1項の検査に合格しなかったときは、受注者は、取得物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。

5 前条第2項及び第3項並びに前各項の規定は、代品の納入について準用する。

(所有権の移転時期)

第5条 取得物品の所有権は、前条第1項の検査に合格し、引渡しを完了した時、相手方に移転するものとする。

(交換差金の支払)

第6条 受注者は、受注者の取得物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に交換差金を請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受領した日から起算して30日以内に交換差金を支払うものとする。

(遅延利息)

第7条 受注者は、その責めに帰する理由により第3条第1項の納入期限までに取得物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、交換差金の額につき年2.7パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものと

する。

2 発注者は、前項の遅延利息を、交換差金より控除するものとする。

(かし担保責任)

第8条 発注者は、取得物品の所有権が移転した後、取得物品に隠れたかしがあることを発見したときは、当該所有権の移転後1年以内に受注者に対して取得物品の補修、取替え、この契約の解除又はこれらに代え、若しくはこれらとともに損害の賠償を請求することができる。

2 発注者は、受注者が前項の補修又は取替えに応じないときは、補修又は取替えに代わる必要な措置を講ずることができるものとし、これに要する費用は受注者が負担するものとする。

(契約の解除)

第9条 発注者は、前条の規定による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰する理由により、第3条第1項の納入期限までに取得物品を引渡ししなかったとき、又は引渡しする見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(契約保証金の帰属)

第10条(A) 発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第2条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

(違約金)

第10条(B) 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、交換差金の額の100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第11条 発注者は、第9条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金(契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値)若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(暴力団の排除)

第12条 受注者は、この契約による事務を処理するため、別記「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

(協議事項)

第13条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

平成30年 月 日

発注者 青森県知事 三村申吾 印

受注者 印

別記

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第5号までに掲げる場合にあっては、受注者又はその支配人(受注者が法人の場合にあっては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人(その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

参考（契約書として調製するときは、この葉は削除し、契約書には綴り込まないこと。）

【契約保証金等に係る削除条項例】

- 1 契約金額150万円以下の随意契約による免除（財務規則第159条第1項第6号該当）
第2条(A)、第10条(A)
- 2 履行保証保険契約締結による免除（財務規則第159条第1項第1号該当）
第2条(A)、第10条(A)
- 3 実績免除（財務規則第159条第1項第2号該当）
第2条(A)、第10条(A)
- 4 現金（又は納付証券）による納付（財務規則第159条第1項本文該当）
第2条(B)、第10条(B)